


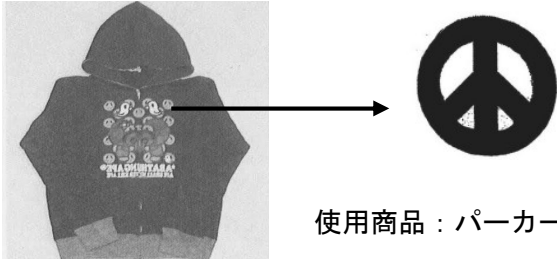


★ 商標的な使用 ★

本ニュースの先月号において、商標的な使用でない商標の使用でも不使用取消を免れることができた事件を紹介しました。それとは対照的な商標権侵害事件があります(平成 21 年(ワ)30827 号)ので、少し古いものですが、今月はそれを見ようと思います。

事件の概要

原告は下記左のような商標(いわゆる「ピースマーク」)を登録しました。被告はピースマークに似た図形を一部に含むデザインを施したパーカー等を販売していました。原告は被告を提訴し、販売差止めと損害賠償を求めました。この商標権侵害事件で被告の商標使用態様が商標的な使用かどうか問題となりましたが、裁判所は原告の請求を棄却しました。

登録商標	被告の標章使用態様
登録第 4129132 号 商標：  権利者：(株)イングラム 指定商品：第 25 類「被服」ほか	 使用商品：パーカー等

裁判所の判断

「商標の本質は、当該商標を使用された結果需用者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの(商標法 3 条 2 項)として機能すること、すなわち、商品又は役務の出所を表示し、識別する標識として機能することにあると解される。商標がこのような出所表示機能・出所識別機能を果たす態様で用いられているといえない場合には、形式的には同法 2 条 3 項各号に掲げる行為に該当するとしても、当該行為は、商標の「使用」に当たらないと解するのが相当である。そこで、本件の事案にかんがみ、まず、被告各標章が被告各商品においてその出所表示機能・出所識別機能を果たす態様で用いられているか、すなわち、本来の商標としての「使用」(商標的使用)がされているかどうか(争点 1-2)について判断することとする。…」

「…「ピースマーク」は「平和」の象徴として広く認識されていること…に照らすならば、被告各標章については、「ピースマーク」として「平和」を表現するために用いられたものと認識し、商品の出所を想起させるものではないものと認められる。…被告各商品における被告各標章の使用は、本来の商標としての使用(商標的使用)に当たらないというべきである。」

備考

使用されている標章が商標的な使用に当たるかどうかを決定するためには、次のような要素の検討が必要とされています(別冊 Jurist 248 号「判例百選」評釈 26 参照)。**①登録商標の周知性又は識別力の強さ、②標章の表示位置及び態様、③標章に対する需要者の認識、④標章に関連する背景・取引実情、⑤使用商標についての商標の一般的表示個所、⑥使用商品に表示されている他の商標の有無などの要素を総合的に考慮して、需要者が標章を本来の商標の使用として認識するかどうか判断する。上記判決では、②③④⑥が検討されています。**